

JLPA

民生用バルクローリ保安検査実施要領

[液石法規則関係（充てん設備関係）]

JLPA 501-5 : 2015

高圧ガス保安協会 推薦

日本LPガス団体協議会 推薦

平成 27 年 2 月 3 日改正

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 特別技術委員会 審議

(一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 発行)

J L P A 保安検査実施要領 推薦のことば

L P ガス産業の健全な発展にとって、保安の確保が必要不可欠であることは申すまでもありません。

L P ガスが今日のような重要な産業へと成長できましたのも自主保安活動として関係各位のたゆまぬ努力があったからと確信しております。

特に貴協会におかれましては、高圧ガス保安法にて規定されて保安検査基準を補完するものとして「JLPA501 L P ガスプラント検査基準」をいち早く策定され、その後、国の基準が民間規格へ移行されたことに伴い保安検査要領を改正されました。

この度、液化石油ガス法にて規定されている民生用バルクローリ（充填設備）の保安検査基準を補完するものとして貴協会が中心となり、また日本L P ガス団体協議会として参画して制定された「JLPA501-5 民生用バルクローリ保安検査実施要領」は、まさしく業界自主基準として相応しいものであります。

この要領が民生用バルクローリの保安確保を図るにあたって大きな力となり、業界の隅々まで浸透することを祈念します。

日本L P ガス団体協議会
会長 増田 宰

目 次

第1章	1
1.1 適用範囲	1
1.2 定義	1
1.3 検査通則	2
1.4 充てん設備各部の名称及び機能	2
1.5 検査責任者等	4
第2章	5
2.1 保安検査の申請	5
2.2 保安検査の標準的な作業手順	6
2.3 保安検査の事前調査と検査記録	7
2.4 都道府県知事への報告	7
2.5 液石法第37条の6第4項に基づく保安検査の方法(充てん設備関係)	7
2.5.1 液石法規則第84条(保安検査の方法)【別表第4】	17
2.5.2 保安検査の事前検査	17
I. 液石法規則規定	17
II. 液石法規制の規定外	17
2.5.3 事前検査の方法、判定基準等	18
I. 液石法規則規定	18
a) 貯蔵設備(容器)	18
b) LPガスの通る部分	18
c) ポンプ又は圧縮機(起動・停止スイッチは遠隔操作式)	19
d) 発電機(火花を発生しない構造)	20
e) 安全継手	21
f) 充てんホース・均圧ホース	22
g) カップリング用液流出防止装置	23
h) 液面計	23
i) 温度計	24
j) 圧力計(ブルドン管式)	25
k) 緊急遮断装置(容器に取り付けられた配管及び容器と配管の接合部)	26
l) 安全装置	27
l-1 誤発進防止装置	27
l-2 ガス漏れ検知警報装置	27
l-3 感震器又は振動検知器(追突検知器)	28
l-4 いたずら防止装置	29
l-5 緊急停止装置・固定式非常停止スイッチ	29
l-6 遠隔操作装置	30
l-7 インターロック制御盤(閉止・停止の同時機能装置、警報及び表示装置)	30
m) 設備場所(充てん設備の使用の本拠の所在地)	31

II. 液石法規則の規定外(自主検査).....	3 1
a) 消火設備等.....	3 1
b) 容器の表示.....	3 2
c) ローリ車庫.....	3 3
d) 高さ検知棒.....	3 3
e) バンパと弁(容器)との水平距離.....	3 4
f) バルブ等の操作に係る措置.....	3 5
g) 資材及び工具.....	3 5
付表1 保安検査申請書等(規定).....	3 7
2 液化石油ガス充てん設備保安検査結果報告書(一例).....	4 1
3 液化石油ガス充てん設備保安検査事前検査結果報告書(一例).....	4 3
解説.....	5 3

【改正等経歴】

版数	年月日	改正等内容
初版	平成27年2月3日	新規制定(これにより「JLPA204-4 ²⁰⁰¹ 民生用バルクローリ保安検査基準」は廃止とする。

JLPA 501-5 : 2014

民生用バルクローリ保安検査実施要領

[解 説]

1. 経緯

この要領は、液石法の適用をうけている JLPA204-4 民生用バルクローリ保安検査基準(初版平成13年10月31日)が制定されてから12年が経過したのを機会に見直し改正を行い JLPA501 シリーズの一環としての位置づけとして「JLPA501-5 民生用バルクローリ保安検査実施要領」を新しく制定したものである。なお、12年前の民生用バルクローリ保安検査基準の策定の必要性については、次の要望が基盤とされていた。

- a) 経済産業省より当協会に対し保安検査の判定基準について見解を求められた。
- b) 業界として「自主保安」と「自己責任体制の確立」が要求されるなかで『自主技術基準の整備』が急務となった。
- c) [省]別表第四[第84条関係(保安検査の方法)]の具体的な展開と判定基準が必要とされた。
- d) この要領のタイトルは、「JLPA 204-2 民生用バルクローリの再検査基準」と区分するために、「JLPA 501-5 民生用バルクローリ保安検査実施要領」とした。

2. 委員等の構成

この要領の委員等は、保安検査を実施することができる高圧ガス保安協会、指定保安検査機関、バルクローリメーカー及び事前検査及び定期自主検査を実施する高圧ガス保安協会認定検査事業者等により構成されている。

3. 編集の要点

この要領の編集の要点は、次による。

- 1) 保安検査の内容を『法規定(保安検査の方法)』と『法規定外(自主検査の方法)』に区分して記述した。
- 2) [省]別表第四[第84条関係(保安検査の方法)]の検査項目及び保安検査の方法の文書は、法規定(各号)どおりの文書で記述した。なお、判定基準は、[省]第64条(充てん設備の技術上の基準)及び[省]第14条(貯蔵施設の技術上の基準)に準拠した。
- 3) この要領で記述されている文書の、『検査の方法』『判定基準』及び『留意点』は、[省]別表第四の検査項目、保安検査の方法及び判定基準を補完するものである。
- 4) 充てん設備の配管系統図、容器の構造、附属品操作箱内及び機能フロー図等は、一例である。(以下、同じ。)
- 5) 容器の表示は次の事項を配慮すること。

容器を再設置する際には、「火気厳禁」を記載することが望ましい。なお、充てん作業中の表示として「充てん作業中・火気厳禁」を掲げること。(以下省略)